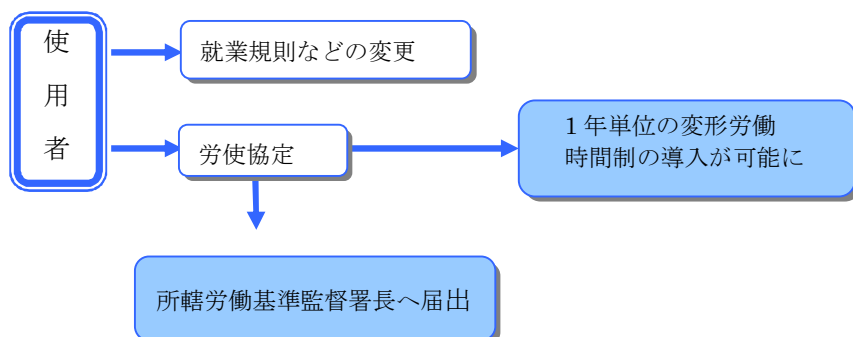


1年単位の変形労働時間制（法第32条の4、同条の4の2）

1年単位の変形労働時間制とは、季節により業務に繁閑のある事業場において、繁忙期に長い労働時間を設定し、かつ、閑散期に短い労働時間を設定することにより効率的に労働時間を配分して、年間の総労働時間の短縮を図ることを目的に設けられたものであり、労使協定を締結し、所轄労働基準監督署長に届け出ることにより、1年以内の一定期間を平均し1週間の労働時間を40時間以下の範囲内にした場合、特定の日や週について1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度のことをいいます。

■1年単位の変形労働時間制の採用方法

労使協定（労働者の過半数代表者との書面による協定）の締結届出及び就業規則などの変更が必要です。

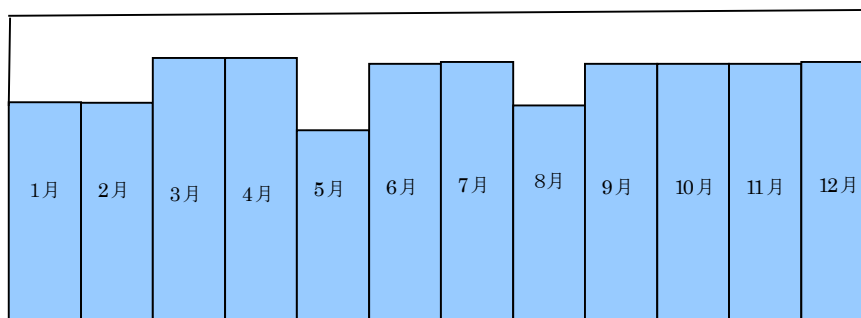


■1年単位の变形労働時間制の導入例

月の業務の繁閑に応じて、休日数を増減させることにより、年間平均で1週間当たりの平均労働時間を40時間以下とする方法

$$\text{※1年を平均して1週40時間とするための上限時間} = \frac{40 \times 365}{7} = 2085.7 \text{ 時間}$$

(例) 1日の所定労働時間を7時間30分とした場合



労働日数 (日)	22	22	24	24	20	24	24	22	24	24	24	24
労働日数 (日)	9	6	7	6	11	6	7	9	6	7	6	7
労働時間数 (日)	165	165	180	180	150	180	180	165	180	180	180	180

150時間 (7.5h × 20日稼働) × 1か月 = 150時間

165時間 (7.5h × 22日稼働) × 3か月 = 495時間

180時間 (7.5h × 24日稼働) × 8か月 = 1440時間

(労働日数 278日
休日日数 87日)

計 2085時間 ≤ 上限時間 (2085.7時間)

■対象労働者の範囲、労働時間の特定

対象労働者の範囲は、労使協定により明確に定める必要があります。

また、1年単位の変形労働時間制の導入に当たり、1か月以上の期間ごとに対象期間を区分した場合、各期間の労働日数及び総労働時間を労使協定において定める必要がありますが、最初の期間を除き協定時に全期間の労働日ごとの労働時間を示す必要はなく、区分された各期間の30日前までに労働日及び労働日ごとの労働時間を労働者代表の同意を得て、書面により特定すればよいことになっています。なお、特定された労働日及び労働日ごとの労働時間を変更することはできません。

■労働日数、労働時間の限度

労働日数の限度	対象期間が1年の場合 → 280日 対象期間が3か月を超え1年未満である場合 (小数点以下は切り捨て) →1年当たりの労働日数の限度×対象期間の暦日数/365日
1日及び1週間の労働時間の限度	1日 → 10時間 1週間 → 52時間 導入の要件 (対象期間が3か月を超える場合) ① 48時間 を超える所定労働時間を設定した週が連続 3週間 以内であること ② 起算日から 3か月 ごとに区分して、それぞれの期間で 48時間 を超える週は 3週間 以内であること
連続して労働させる日数の限度	連続労働日数 → 6日 (特定期間 (対象期間中の特に業務が繁忙な期間) における連続労働日数は、労使協定の定めがある場合には、 1週間 に 1日 の休日確保できる日数。最長 12日)

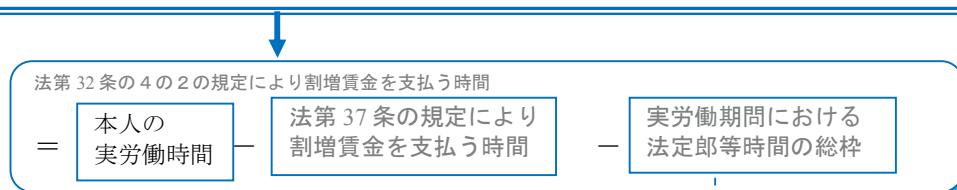
■割増賃金の支払い

1年単位の変形労働時間制においても、次の時間については時間外労働となり、割増賃金を支払わなければなりません。

- ① **1日の法定時間外労働**→労使協定で1日8時間を超える時間を定めた日はその時間、それ以外の日は8時間を超えて労働した時間
- ② **1週の法定時間外労働**→労使協定で1週40時間を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は1週40時間を超えて労働した時間 (①で時間外労働となる時間を除く。)
- ③ **対象期間の法定時間外労働**→対象期間の法定労働時間総枠 (40時間×対象期間の暦日数÷7) をえて労働した時間 (①又は②で時間外労働となる時間を除く。)

●途中採用者・途中退職者の取り扱い

1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、入社等により対象期間の途中から対象となった労働者や退職等により対象期間の途中で対象でなくなった労働者がいる場合であって、当該労働者に対し、対象期間中実際に労働させた期間を平均して1週40時間を超えて労働させた場合、1週40時間を超えて働かせた分について割増賃金を支払わなければなりません。



↓

実労働期間における法定労働時間の総枠の計算式は、
(実労働期間の暦日数÷7日) × 40時間